二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	稼働病床の数	一、〇三三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	稼働病床の数	一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一一、三七五、〇〇〇円を乗じて得た額

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に九、一四四、〇〇〇円を乗じて得た額